

乳幼児教育保育の質の向上に関する懇談会開催要綱

(目的)

第1条 幼児教育・保育の一体的な質の向上に向けた取組を推進するに当たり、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、乳幼児教育保育の質の向上に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 懇談会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 幼児教育・保育に係る調査・研究に関すること。
- (2) 幼児教育・保育に係る総合調整に関すること。
- (3) 幼児教育・保育に係る情報提供・啓発活動に関すること。
- (4) 幼稚園教諭・保育士等の人材育成に関すること。
- (5) 乳幼児教育保育アドバイザーの育成・派遣に関すること。

(組織)

第3条

- (1) 懇談会の構成は次のとおりとし、学識経験者から1名を座長とする。なお、本懇談会は必要に応じ、次以外の関係者の協力を得ることができる。
 - ① 学識経験者
 - ② 教育関係者
 - ③ 幼児教育・保育に係る関係団体代表者
- (2) 懇談会の事務局は次のとおりとする。
 - ① こども未来局保育企画課
 - ② こども未来局保育指導課
 - ③ 教育委員会事務局総務部教育企画課
 - ④ 教育委員会事務局学校教育部指導第一課
 - ⑤ 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課
 - ⑥ 教育委員会教育センター

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、こども未来局保育企画課及び教育委員会事務局総務部教育企画課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会開催要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 乳幼児教育保育推進体制の充実・活用強化に関する懇談会開催要綱は廃止する。